

定

- 一、會社ニ對シテ解雇ノ理由ヲ亂スルト
- 二、解雇手續當ハ六月以上ノ日給ヲ要求スルコト
- 三、故漏賃金ノ分配ヲ要求スルコト

(註)

現在會社ニ故漏基金トシテ五十万ノ積立金アリ該基金ハ  
 會社及殘工ノ共有ナルコトヲ發工ハ配當ヲ受ケル權アリトモ  
 之ニ在リ然レモ會社側ハ該基金ハ會社ノ利益金トシテ以テ之ガ  
 互進ニ寄付シ隨テ之ヲ殘工ニ配當ノ義務ナシト主張シ居レリ  
 尚運動資金調達ニ云レテ之ハ該議ヲテセルガ組合ニ先般之爭  
 議際調達シタル資金ノ殘額六百餘アリ内百餘ハ以日誌ニ存  
 彼ニ於テハ該說會場其他準備費ニ費シ現在五百餘アレド

該積立金ハ組合員全部ノ承認ヲ得ルニアラザレバ支出シ  
 難ク殊ニ今回ノ運動ハ敵首者自身ノ運動ナルヲ以テ  
 其ノ資金ハ敵首者ニ於テ酸金ス(キハ正當ナリト)意見  
 ニ決シ敵首者ハ一人當リ二系ヲ酸出(二十四日)部決ニ概  
 ナリトスルコトナリ教會多

右ニ因リ日本協會組合ニテハ樞波支部長浩田玉太郎ヲ  
 敵メ一派ノ反感スル所アリトテ應援ノ模様ナキノミナリス  
 他後之等ニ於テモ時ニ印柄自重ノ態度ヲ示シ居レリ

(十一月二十三日)